

議案第十号

港区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
(港区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第一条 港区長等の給料等に関する条例(昭和三十二年港区条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料および旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

別表(二)を次のように改める。
別表(二)(第三条関係)

職名	旅費の額
----	------

副 区 長	区 長
国家公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等相当額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）中内閣総理大臣等相当額

（港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「ほか」の下に「、」を加え、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

（港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第三条 港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の九種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

（港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第四条 港区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「港区職員の旅費に関する条例（昭和二十六年港区条例第十四号）第六条

に掲げるもの」を「鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

（港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

第五条 港区常勤の監査委員の給与等に関する条例（令和四年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

付 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区長等の給料等に関する条例、第二条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第三条の規定による改正後の港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例、第四条の規定による改正後の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例及び第五条の規定による改正後の港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（説明）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行

による国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部改正等に伴い、
区長等に支給する旅費の種類等を変更するため、本案を提出いたします。